

2021年1月29日

日本学生支援機構の奨学金
在学猶予期間が 2021年3月までの方 各位

学 生 課 長

日本学生支援機構の奨学生であった皆様へ

本学で学ぶ機会も残りわずかとなりました。

2021年3月に在学猶予期間が終了する方は、2021年10月から奨学金の返還が開始されることとなります。

ところで、奨学金は口座振替により返還することとなっていますが、例年、最初の引き落としができない方がいるようです。

最初の引き落としができないと、延滞となって、なかなか抜け出せなくなる恐れがあります。そのようなことがないように、改めて「注意喚起」のために、お知らせします。

あなたの返還金は、どの口座から引き落とされるか、覚えていらっしゃいますか。

あるいは、アルバイト先・就職先の給料の振込口座と異なるため、今はもう解約してしまったというようなことはありませんか。

返還開始前のこの時期にもう一度、「スカラネット・パーソナル」または、本人控でご確認ください。

「スカラネット・パーソナル」 <https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/>
(ログイン後、登録した振替用口座(リレー口座)を確認できます。)

万一、返還が困難な場合は、返還期限猶予制度や減額返還制度などの仕組みがありますので、返還が困難であると感じたらすぐ、「日本学生支援機構の相談窓口」に電話してください。ご相談の際には、奨学生番号をお忘れなく。

「日本学生支援機構相談窓口」 電話0570-666-301
(海外からの電話、一部携帯電話、一部IP電話 専用ダイヤル 03-6743-6100)

在学猶予期間が 2021年3月までの方の中には、進学・休学・留年等により、引き続き本学へ在籍する方もいるかと思われます。在学猶予期間は3月までで切れてしまうため、2021年4月中に改めて、在学猶予願を提出してください。提出可能期間が近づいたら、提出方法・提出期間について掲示・掲載をします。

在学猶予願の提出がない場合は、本学に在学していても、奨学金の返還が始まることとなりますので、ご注意願います。